



児童養護施設 救世軍愛光園

園舎老朽化に伴う移転新築資金 募金趣意書



〒737-0023

広島県呉市青山町1番3号

社会福祉法人救世軍社会事業団

救世軍愛光園

電話 0823 (21) 6374

2015年12月吉日

救世軍愛光園新築移転のためのご寄付のお願い

謹啓

日頃は、救世軍愛光園を覚えてお祈りとご支援を賜っていることを心より感謝申し上げます。

救世軍愛光園は1953年（昭和28年）児童養護施設として認可を受け、広島県呉市青山町にて子どもたちとの暮らしを始め、60数年が経過しました。この間、多くの方のご支援と歴代の施設長、職員の尊い働きによって、この事業が進められてきたことを心より感謝いたします。

さて、報道等でご存知の通り、児童虐待件数は年々増加し、全国で7万件を超えると言われております。救世軍は1922年（大正11年）に本営内に児童虐待防止部を設置するなど、この問題に先駆的に取り組んでまいりました。そのニーズは近年も変わらず、一時保護所は保護を求める子どもたちで溢れており、児童養護施設は軒並み万床状態で、子どもにとって危機的な社会環境と言わざるを得ない状況にあります。

救世軍愛光園は、開設以来、時代状況や生活環境が変化する中、その時々の子どもの必要に応える働きを展開してきました。また、より良い環境を提供するため、施設の改修・改築工事を重ねてまいりました。しかし、建物自体の老朽化が進み、子どもたちに安心・安全を保障することが困難になってまいりました。

その様な状況の下、呉市の御配慮により、呉市狩留賀の土地を無償でお貸しいただけることとなり、救世軍愛光園新築移転が計画され、来年（2016年）3月の完成を目指して、工事が始まっております。しかし、資材・人件費の高騰等により、3億円を超える多額の費用を要することとなりました。主たる財源は自治体補助金、愛光園積立金、借入金等で賄う所存ですが、暖かいご支援を賜われれば幸甚に存じます。

この度の移転計画の中では、児童家庭支援センターを新たに併設することになっております。この働きを通して、地域にあって子育てに悩んでいる方々に、愛光園が児童福祉専門施設として培ってきた知見及び技術を提供していきたいと願っております。建設予定地の隣には特別養護老人ホームがあり、同ホームと協働し、呉市の西部地区の福祉の拠点として用いられることが期待されています。

愛光園の子どもたちが、安心して暮らすことができ、児童の健全育成の使命を果たすことができるように、格段の御理解と御援助を賜りますよう切にお願い申し上げます。

神様の祝福が豊かにありますようお祈り申し上げます。

敬白

社会福祉法人救世軍社会事業団

理事長（司令官） 勝地 次郎
法人担当理事（社会福祉部長） 西村 保
救世軍愛光園施設長 森澤のぞみ

【工事概要】

建設予定地 広島県呉市狩留賀町 4784-27
工 期 2015年10月20日～2016年3月20日
建築業者 日本技研建設株式会社
監理業者 株式会社 栄建設

鉄骨造地上3階建て
敷地面積 1,410.68 m²
床面積合計 1,519.50 m²
1階 516.01 m² (156.36 坪)
2階 506.68 m² (153.53 坪)
3階 496.81 m² (150.54 坪)

【資金計画】

収入	金額
自治体補助金（広島県）	197,124,000-
〃（呉市）	11,726,625-
愛光園施設整備積立金	24,000,000-
法人本部	10,000,000-
拠点区分間繰入	30,000,000-
福祉医療機構借入金	20,000,000-
寄付金	64,000,000-
募金	14,000,000-
合計	370,850,625-

支出	金額
調査	1,620,000-
設計・監理費	18,438,840-
工事費	310,600,000-
解体工事費	15,120,000-
備品費	15,000,000-
コンサルタント費用	3,000,000-
申請等手数料	1,000,000-
引越し費用	3,000,000-
予備費	3,071,785-
合計	370,850,625-

【募金目標額 1,400万円】

（1）寄付金の募集期間

2015年12月15日～2016年5月15日

（2）振り込み・・・2つの方法があります

①郵便振替 01340-1-31675

社会福祉法人救世軍社会事業団救世軍愛光園

*同封の振込用紙をご利用ください。

②広島銀行 呉支店（普通）3308758

口座名義 キュウセイグン アイコウエン

※銀行をご利用の方は送金内容（送金人名、

住所、送金目的：園舎移転新築資金）を

FAXあるいはメール等でお知らせください。

（3）郵送

現金書留で愛光園宛にお送りください。

（4）問い合わせ先

●所在地 〒737-0023

広島県呉市青山町1番3号

●電 話 0823-21-6374

●F A X 0823-22-4387

●メールアドレス

JAPAIkoen@jap.salvationarmy.org

●担 当 坂本

*寄付金控除を受けることを希望する方は
次ページをご参照ください。

寄付金に対する税制控除制度について

2011（平成 23）年度の租税特別処置法の改正により当法人本部及び各施設への寄付金について、確定申告の際、新しい「税額控除」、あるいは従来の「所得控除（寄付金控除）」の選択ができるようになりました（いずれか一方の選択）。

★税額控除（新しいもの）

従来の「所得控除」に比べ、特に小口の寄付金支出者への減税効果が高いことが特徴です。「税額控除」は 2011（平成 23）年 1 月 1 日に遡り適用されます。下記の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

控除額(*1)

$$= \text{税額控除（寄付金(*2) - 2,000 円）} \times 40\%$$

*1) 控除対象額は、所得税額の 25%が限度。

*2) 寄付金支出が、総所得金額等の 40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄付金となる。

★所得控除（寄付金控除額）（従来のもの）

下記の算式により算出された額が「寄付金控除」として各種所得の金額の合計額から控除されます。

所得控除額

$$= \text{その年中に支出した特定寄付金の合計額(*1) - 2,000 円}$$

*1) その年の総所得金額等の 40%に相当する額が限度。

高額所得者が多額の寄付をする場合など所得（所得税率）によっては「所得控除」のほうが有利な場合もあります。いずれを選択するかは確定申告の際、税務署でご相談ください（領収書と同封いたします証明書の写しを添付してください）。

○●現在の救世軍愛光園の主な働き●○

(1) 子育て（＝本人）支援

現在、救世軍愛光園には虐待や親の病気などの理由により、家庭での養育が難しい 30 名の子どもたち（3 歳～18 歳）を受け入れています。育ちの過程で様々な困難に直面してきた子どもたちは、対人関係でのつまづき、学習の遅れ、発達面での遅れなど、実に多くの課題を抱えて施設にやってきます。また、人への不信感も強く、スタッフとのコミュニケーションも成り立たず、暴力が日常化する現実もあります。しかし、救世軍愛光園の生活の中で人を信頼すること、子どもたちが育ちの過程で抱えざるをえなかった重しを、時にはスタッフと一緒に抱え、時にはひとつずつ下ろし、その人らしい生き方ができるような支援を目指しています。

(2) 子育て（＝親）支援

現在、救世軍愛光園で生活する多くの子どもたちには、離れて生活する親が存在します。救世軍愛光園に入るまでに、それぞれの家族には何らかの理由により家庭としての機能を維持していくことが難しくなった状態もうかがえます。入所している子どもの多くが 5 年以上にわたる長期入所となっていますが、そのように家族が離れて生活する中でも家族としてのつながりを維持する、または再形成できるような家族関係の支援を行っています。